



子どもの権利重視した運営を 企業参入に係る要望書を提出

県連協は2月2日に県内各市町村に「学童保育の民間企業参入に係る要望書」を提出しました。県連協は2024年10月に提出した要望書の中でも各市町村に民間企業参入についての見解を聞いています。県内には既に企業委託しているという自治体もあれば、今後、企業参入が進む可能性のある自治体もあります。こうした現状を踏まえ、今回の要望書は企業参入について市町村がどのフェーズにあっても回答が得られるよう項目を設定。運営主体の選定にあたっては経費削減や管理運営の視点だけでなく、子どもの権利保障や放課後児童クラブ運営指針の視点に基づいた事業運営を重視するよう、市町村に求めています。

全国的には学童保育への民間企業参入が急速に広がっており、不適切な運営実態が数多く報告されているほか、住民訴訟が起きている自治体もあります。県連協では県内でこうした事例が起きないよう、今後も取り組みを進めています。

要望書の回答締め切りは3月15日まで。各市町村からの回答は県連協ホームページの会員限定ページで公開します。要望書の内容は以下のとおり。

学童保育（放課後児童クラブ）の民間企業参入に係る 要望書

日頃より学童保育の拡充に向けご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

さて、学童保育は、保護者が安心して働き続けるために必要な施設であると共に、子どもたちの育つ権利を保障する大切な施設です。学童保育は、2015年に本格施行された「子ども子育て支援新制度」により市町村事業に位置付けられましたが、近年全国的に学童保育の運営について、営利を目的とする民間企業の参入が急速に広がっています。

企業参入の背景には、市町村がそれまでの委託方針を変更して受託者を公募する場合や、運営業務の負担などから保護者会による運営が困難になる場合など様々ですが、民間企業に運営が切り替わった地域からは、委託契約の仕様書に定められた人員が配置されていない事例や短時間のアルバイトを紹介するアプリを使い、履歴書の提出や面接もなく雇用した人を働かせる事例など、子どもを預かる施設として極めて不適切な実態が数多く報告されています。

私たちは、民間企業が運営する学童保育を機械的に否定する立場ではありませんが、「放課後児童クラブ運営

指針」が規定している「児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を優先して考慮」することよりも企業の利益を優先させ、結果として子どもの大切な「生活の場」である学童保育の質を低下させたり、指導員の働く権利や労働条件を切り下げる実態は容認できず強く反対するものです。

つきましては、標題につきまして下記により要望いたしますので、趣旨をご賢察いただきご対応くださるようお願いいたします。

なお、本要望書に対する貴自治体の考え方について、3月15日までに文書でご回答いただければ幸いです。

記

- 1 学童保育の運営について、これまで保護者会及び保護者会由来のNPO法人等に委託（以下「補助」を含む）している場合は、保育の継続性を確保するために、当該団体に継続して委託してください。
- 2 保護者会及び保護者会由来のNPO法人以外に委託する場合は、「放課後児童クラブ運営指針」を理解し実践している非営利かつ公共性の高い団体に委託してください。
- 3 委託先の選定に係る方針を変更しようとする場合

は、2025年4月に改正された「放課後児童クラブ運営指針」の規定に基づき、「①子どもの心情に十分配慮した上で、子どもへの丁寧な説明や意見聴取及び意見反映が求められる」、「②育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるよう努めるとともに、保護者の理解が得られるよう努める必要がある」を順守してください。

4 指定管理者制度等により委託先を公募しようとする場合は、次の内容を考慮してください。

(1) 募集要件には、子どもの権利条約、子ども基本法、子どもの居場所づくりに関する指針、改正放課後児童クラブ運営指針を踏まえた事業運営を行うこと、また、これらの関係法令等を十分理解している事業者であることを条件として明記してください。

(2) 審査項目については、経費削減や管理運営に関する項目に重点を置くのではなく、「子どもの権利を基本として、遊びや生活を支える支援内容となっているか」「子どもや保護者の意見を聞く工夫がなされているか」を重視してください。また、保育の質や安

全性を重視する観点から、フルタイム正規職員の配置を重視する審査基準としてください。

(3) 選定に係る審査員については、放課後児童クラブや子どもの権利について専門性がある弁護士や学童保育学会関係者等を委員に加えてください。

5 すでに民間企業に委託している場合は、受託事業者が改正放課後児童クラブ運営指針に基づいた運営を行っているかを市町村が実施主体として点検し、適正な指導を行ってください。また、学童保育に係る運営費は人件費が中心であることから、委託料が、放課後児童支援員の人件費として適切に支出されているかについても同様に状況を確認し、必要な指導を行ってください。

企業参入を考える学習会

日 時 2月15日(日) 10:30~12:00(入室は10:00~)

開催方法 オンライン(ZOOM)

内 容 学童保育への企業参入を考える
～企業参入で学童保育、子どもたちの生活はどう変わるか～

講 師 埼玉県学童保育連絡協議会 事務局 森川鉄雄 氏

参 加 費 県連協会員 無料(会員外は500円)

申込方法 右の2次元コードまたはURLから申し込みしてください
URL: <https://forms.gle/R2sgSvjCQK8a5i6K6>
(2月13日までにIDとパスコードをメールでお知らせします)

